

## 医療費明細書の記載内容についての説明

### 時間外対応加算

- 時間外対応加算は、患者さんからの休日・夜間等の問い合わせなどに対応する体制を整えている診療所では、法律(健康保険法など)によって診療時間内・時間外を問わず患者さんへ請求する事になっています。
- 時間外対応加算は、地方厚生局に届け出た診療所が対象となるため、請求される診療所と請求されない診療所があります。

### 夜間早朝等加算

- 夜間早朝等加算は、法律(健康保険法など)によって診療所に表示されている診療時間内に受診しても以下の場合に請求されます。
  - ・平日の午前6時から午前8時の間、午後6時から午後10時の間
  - ・土曜日の午前6時から午前8時の間、午後0時から午後10時の間
  - ・日曜日、祝日の午前6時から午後10時の間
- 夜間早朝等加算は、地方厚生局に届け出た診療所が対象となるため、請求される診療所と 請求されない診療所があります。

当院は「時間外対応加算」「夜間早朝等加算」のいずれも「地方厚生局に届け出た診療所」に該当します。

「時間外対応加算」の「時間外」は診療が時間外ということではなく「時間外の問い合わせに対応している体制である」という意味です。

「夜間早朝等加算」は「夜間早朝」という言葉で誤解を招きますが「等」に意味が込められています。

具体的には当院では

- ・平日午後の午後6時から午後7時
  - ・土曜日午後1時30分から3時30分（予約診療）
  - ・日曜日午前8時30分から午後10時30分
- の時間帯が該当します。（個人負担額は3割負担で150円）